

愛媛県農薬適正使用推進協議会 次第

日時：令和7年5月28日（水）10:30～

場所：県庁第一別館 8階会議室

1 開 会

2 協 議

（1）農産物の安全性確保について

- 農薬残留調査について

（2）農薬適正使用の推進について

- 農薬適正使用に係る指導について
- 農薬等記帳による安全安心システムの推進について
- 住宅地等における農薬使用について
- 無人航空機による適正防除について

（3）食品衛生法に係る自主回収報告について

（4）その他

3 閉 会

愛媛県農薬適正使用推進協議会出席者名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
愛媛県農林水産部農業振興局	農業振興局長	真木 健司	
愛媛県農業協同組合中央会	総合企画部参与	山本 浩二	部長代理
全国農業協同組合連合会愛媛県本部	生産資材部長	八木 英士	
株式会社 池田喜伴商店	代表取締役	池田 洋一	
株式会社 金井商会 (瀬戸内スカイテック株式会社)	代表取締役社長	金井 正和	
株式会社 金井商会 (瀬戸内スカイテック株式会社)	課長	西竹 信博	
村上産業株式会社	肥料農薬課課長	片山 昭次	社長代理
大信産業株式会社 今治営業所	今治営業所長	山川 雄大	
一般社団法人鬼北町農業公社	事務局長	小野 政則	
愛媛県保健福祉部薬務衛生課	主幹	福田 正幸	課長代理
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課	課長	峯下 寿樹	
愛媛県農林水産研究所果樹研究センター	センター長	藤原 文孝	
愛媛県保健福祉部薬務衛生課	食品衛生係長	藤江 香予	
〃	麻薬毒劇物係長	大西 美知代	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課	主幹	秋本 諭賜	
〃	環境農業係長	本多 忠志	
〃	環境農業 担当係長	内田 和仁	
〃	環境農業係員	金本 直晃	

農産物の安全性確保について（令和 7 年度）

I 農薬残留調査について

農薬取締法第 28 条で、県は、農薬の使用に伴う人畜等の被害を防止するため、安全かつ適正な使用の確保に関する指導等の援助を行うよう規定されている。

このことから、農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工程管理・記帳に加え、生産段階における農薬残留分析を引き続き農林水産研究所で実施する。

○多成分一斉分析による農薬残留調査計画

農 産 物	産 地	分析点数
穀 類	主要な産地	2 2
米	〃	1 1
麦	〃	9
大 豆	〃	2
野 菜（39 品目）	指定産地等	1 2 8
果 樹	主な産地	1 5 3
柑橘（28 品目）	〃	1 1 2
その他果樹（9 品目）	〃	4 1
茶	〃	2
合 計	—	3 0 5

※国内に登録のない成分、農薬の失効による成分については、調査結果の報告対象外とする（報告対象農薬数 289 成分）。

（令和 6 年度結果）

農産物	分析点数	基準値超過数	備 考
穀類（米、麦、大豆）	2 5	0	
野菜	1 2 8	0	
果樹（かんきつ、その他）	1 5 5	0	
茶	1	0	
合 計	3 0 9	0	

※ 報告対象農薬数 289 成分

愛媛県農産物残留農薬調査実施要領

(目 的)

第 1 条 県、農業団体、農薬卸組合等関係機関が一体となって、適正な農薬の使用を推進し、愛媛県産農産物の安全性確保に資するため、生産段階における農産物の残留農薬調査を実施する。

(調査対象農産物及び適用範囲)

第 2 条 県内で生産される農産物であって、不特定多数の消費者に販売される食用に供される農産物(個人出荷は除く。)を対象にする。

2 この要領は、農林水産研究所で実施する残留農薬調査(「愛媛県特別栽培農産物等認証制度」、「委託契約」及び「試験研究」に係る残留農薬調査は除く。)に適用する。

(分析用農産物及び産地の選定)

第 3 条 農林水産研究所で農薬残留分析(以下「分析」という。)を実施する対象農産物及び産地は、愛媛県農薬適正使用推進協議会(平成 14 年 9 月 10 日設置)において協議の上、農林水産部農業振興局長が決定し、農業団体の長に通知する。

(分析用サンプルの搬入)

第 4 条 前条第 1 項の決定を受けた農業団体の長は、対象農産物及び産地毎に、搬入責任者及び搬入時期を定めなければならない。

2 搬入責任者は、可能な限り広範な圃場から均等に分析用サンプルを採取し、速やかに農産物送付票(様式第 1 号)を添付の上、農林水産研究所に搬入する。

3 採取量は、別紙 1 を目安とする。

4 搬入責任者及び農林水産研究所は農産物送付票の内容を十分確認する。

(分析法等)

第 5 条 農林水産研究所での分析法等は、次のとおりとする。

(1) 多成分同時分析装置(ガスクロマトグラフ質量分析装置及び液体クロマトグラフ質量分析装置)を用いて、残留農薬の有無を定性的に分析する。

(2) 定性的に無登録農薬成分並びに当該農産物に適用がない農薬成分が検出されない場合及び食品衛生法第 13 条に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準(以下、「残留基準」という。))」を超過する恐れがないと判断される場合は、分析調査は終了する。

(3) 前項以外の場合には、同試料をガスクロマトグラフィ又は液体クロマトグラフィにより定量的に分析する。

(4) 定量的に分析を実施した結果、

- ① 残留基準以下（無登録農薬成分並びに当該農産物に適用がない農薬成分が検出された場合を含む）の場合は、分析調査を終了する。
- ② 残留基準を超過した場合は、再分析を行う。
- ③ 再分析のための試料の採取及び搬入は、地方局農林水産振興部農業振興課が実施する。

(分析結果の対応)

第6条 農林水産研究所長は、分析結果（第5条第1項第4号の②を除く。）を農業団体に通知するとともに、農産園芸課に連絡する。

2 農林水産研究所長は、第5条第1項第4号の②に該当した場合及び無登録農薬成分並びに当該農産物に適用がない農薬成分が検出された場合は、分析結果を農業団体に通知するとともに、速やかに農産園芸課に連絡する。

3 前項の連絡を受けた場合、農産園芸課は、地方局農林水産振興部農業振興課に原因究明のための調査を指示するとともに、安全性確保のため、速やかに適切な措置を講じる。

4 第1項の通知を受けた農業団体は、当該農産物に適用はあるが農産物送付票に記載のない農薬が検出された場合、原因究明のための調査を実施し、農産園芸課に報告する。

5 農産園芸課は、第5条に係る分析結果については、愛媛県農薬適正使用推進協議会に報告するとともに、県のホームページ等で公表する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月15日から施行する。

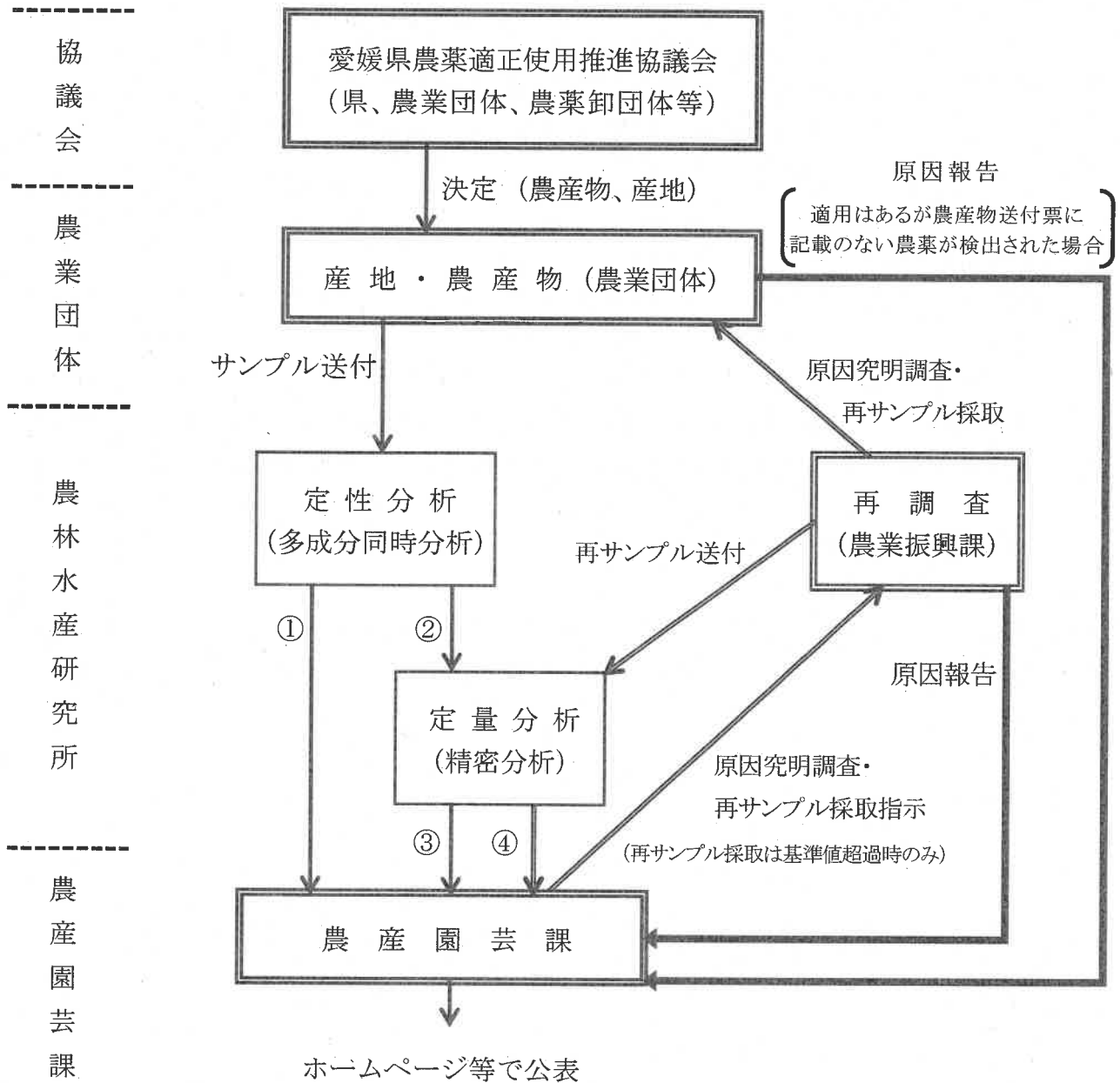
附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

愛媛県農産物残留農薬調査体制



【分析結果】

- 定性分析
 - ➡ ①基準値以下の場合及び無登録農薬並びに適用がない農薬が検出されない場合
 - ➡ ②①以外の場合
- 定量分析
 - ➡ ③基準値以下の場合及び無登録農薬並びに適用がない農薬が検出されない場合
 - ➡ ④③以外の場合

④の場合、原因究明調査を実施するとともに、安全性確保のため速やかに適切な措置を講じ、基準値超過の場合は再分析を行う。

①の場合で当該農産物に適用はあるが農産物送付票に記載のない農薬が検出された場合(基準値以内)、報告を受けた農業団体は、原因究明のための調査を実施し、農産園芸課に報告する。

農薬適正使用の推進について（令和 7 年度）

I 農薬適正使用に係る指導について

1 愛媛県農薬適正使用推進協議会の開催計画

開催時期	開催場所	構 成 員 の 範 囲	内 容
5 月 28 日	松山市 県庁第一 別館 8 階 会議室	農協中央会、全農愛媛県本部、農薬卸 業者、無人ヘリ関係者、薬務衛生課、 農産園芸課、病虫害防除所、農林水産 研究所果樹研究センター	農産物の安全性確保について 農薬適正使用の推進について 等

※平成 14 年 9 月設置

（令和 6 年度結果）

- 令和 6 年 5 月 28 日 開催
- 協議事項：農産物の安全性確保、農薬適正使用の推進等

2 農薬適正使用指導計画

（1）農薬販売者等立入検査・指導取締計画

- 農薬販売者を中心に、保健所等と連携し、立入検査を実施。
立入検査実施予定件数 販売者：約 280 販売所 使用者：随時
（農薬販売者数：262 販売者（799 販売所）令和 7 年 3 月 31 日現在）

（令和 6 年度結果）

販売者 実施件数：215 販売所

延べ 12 件の届出・帳簿の不備等の違反を確認したため、早急に改善するよう指導した。無登録農薬の販売等処分を行う重大な違反等は確認されなかった。

農薬使用者 実施件数：0 件

（2）農薬適正使用講習会の開催計画

地方 局名	開催日時	開催場所	参 集 範 囲	内 容
東予	8 月	西条市中央公民館 （西条市周布 401 番地 1）	農薬販売者、 農薬使用者、 農協営農指導 員、普及指導 員等	農薬取締法、 毒物及び劇物 取締法、農薬 危 害 防 止 対 策、飛散防止 対策 等
中予		愛媛県農林水産研究所 （松山市上難波甲 311）		
南予		愛媛県歴史文化博物館 （西予市宇和町卯之町 4-11-2）		

(令和6年度結果)

開催月日	開催場所	参加人数
7月17日	西条市	54名
7月25日	松山市	65名
7月9日	西予市	83名

(3) 農薬管理指導士の認定計画

農薬販売者及びその販売員並びに農薬使用者に対して、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、当該試験に合格した者を愛媛県農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱者の資質の向上を図り、もって農薬による危害の未然防止及び環境保全対策を推進する。

○農薬管理指導士認定研修会等の開催

会議名	開催時期	開催場所	参集範囲	内 容
農薬管理指導士認定研修会及び更新研修会	1月	農林水産研究所	農薬販売者、使用者等	農薬取締法、毒物劇物取締法、農薬適正使用、農薬の毒性、病虫害の発生及び防除法 等
農薬管理指導士認定委員会	2月	松山市	農産園芸課、森林整備課、薬務衛生課、農林水産研究所果樹研究センター、病虫害防除所	農薬管理指導士認定試験の可否について

認定者：知事（認定期間：3年間）

(令和6年度結果)

- 農薬管理指導士認定・更新研修会（1月23日 農林水産研究所大会議室）
 - 農薬管理指導士認定委員会（2月、書面開催）
 - 農薬管理指導士の認定証の交付
- 認定者：新規3名 更新38名 総計181名

3 その他

○農薬危害防止運動の実施（6～8月）

- ・農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- ・農薬による事故を防止するための指導等
- ・農薬の適正使用等についての指導等
- ・農薬の適正販売についての指導等
- ・有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

○JA 窓口職員研修、各種講習会等での農薬の適正販売・使用等の指導

○農作物病虫害等防除指針の発行

(令和6年度結果)

- 農薬危害防止運動の実施（6～8月）
 - ・農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
 - ・農薬による事故を防止するための指導等
 - ・農薬の適正使用等についての指導等
 - ・農薬の適正販売についての指導等
 - ・有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携
- JA 窓口職員研修、各種講習会等での農薬の適正販売・使用等の指導
- 従前より「椿油粕」の使用に関する問題があったことから「スクミリンゴガイ対策の注意」の啓発資料の周知を行った。
- 農作物病虫害等防除指針の発行（500部）

II 農薬等記帳による安全安心システムの推進について

R2年以降は、特別栽培農産物等認証事業およびみどりの食料システム戦略推進事業費の中で、県GAP強化推進活動を実施。

- 1 GAP指導員の育成
国際水準GAPガイドラインに係る研修への普及指導員の派遣など。
- 2 現地でのGAP指導活動の実施
GAP認証の新規取得指導、認証取得者に対する更新指導など。

(令和6年度結果)

- 普及指導員等9名が国際水準GAPガイドライン研修を受講。
- 農業者、教育機関等16者に対して国際水準GAPに関する指導を実施。
- GLOBALG.A.P.認証では10件が更新取得、県GAP認証では7件が更新取得。

III 住宅地等における農薬使用について

住宅地通知を受けて、平成28年4月に「県有施設における農薬適正使用ガイドライン」を愛媛県で策定した。

- 1 県有施設の農薬の適正使用を図るため、研修会等の実施
- 2 県内市町等へのガイドラインの普及・啓発

(令和6年度結果)

- 農薬適正使用講習会に県有施設の管理者にも参加を呼び掛けた。
 - ・7/17 東予地区12名、7/25 中予地区2名、7/9 南予地区2名 計16名が参加

IV 無人航空機による適正防除について

1 無人航空機の防除実績について

県では、国が定めた「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」のほか、必要な事項を「愛媛県無人航空機利用技術指導要領」で定め、国のガイドラインにはない無人マルチローターの飛行計画書及び実績書の提出を求め、農薬適正使用の推進を図っている。

2 無人航空機における農薬散布適用拡大について

西日本豪雨災害をきっかけとして、本県では、無人航空機（ドローン）で利用できる農薬を増やす取り組み（適用拡大）を行っており、「ドローン防除農薬適用拡大普及事業（令和元～7年度）」では、柑橘園地で利用できる農薬の適用拡大及びドローン普及のための研修会を実施している。

（参考）本県要望薬剤等の農薬登録適用拡大状況

要望薬剤	状況	農薬名	対象病虫害名	試験内容
○	R2 適用拡大	ナティーボフロアブル	黒点病、灰色かび病	薬効・薬害試験を実施（果樹研）
○	R2 適用拡大	モベントフロアブル	カイガラムシ類	薬効・薬害試験を実施（果樹研）
○		トランスフォームフロアブル	カイガラムシ類、アブラムシ類	薬効・薬害試験（果樹研）
○	R3 適用拡大	アグリメック	ミカンサビダニ	
○		エムダイファー水和剤	黒点病	
－	R3 試験実施	スミチオン乳剤	ゴワケムシ類、ケナシ類	薬効・薬害試験を実施（果樹研）
－	R4 試験実施	ファンタジスタ顆粒水和剤	黒点病、灰色かび病	薬効・薬害試験を実施（果樹研）
－	R5 試験実施	ムッシュボルドーDF	かいよう病、そうか病、黒点病	薬害試験を実施（果樹研）
－	R6 適用拡大	アクセルフロアブル	ゴマダラカミキリ、アゲハ類	薬害試験を実施（果樹研）
－	R6 試験実施	ロディー乳剤	訪花昆虫、カメムシ類	薬効・薬害試験を実施（果樹研）

V マイナー作物農薬登録支援について

生産量が少なく使用の場面が少ない、地域性が強く栽培における不明な点が多い、いわゆるマイナー作物は、農薬メーカーにとって適用拡大試験に取り組みにくい状況となっていることから、適用拡大を要望する都道府県が中心となって登録のための試験が行われている。

近年のマイナー作物の農薬適用拡大への取組状況

年度	作物名	農薬名	備考
H30	まこもたけ	バサグラン粒剤	薬効薬害・作物残留試験
	アボカド	I C ボルドー 6 6 D	薬効薬害試験
R01	アボカド	ジマンダイセン水和剤	薬効薬害・作物残留試験
R02	アボカド	I C ボルドー 6 6 D	薬効薬害試験（補完）
R03	アボカド	ロディー乳剤・アディオオン乳剤	薬効薬害試験
R04	アボカド	アディオオン乳剤	作物残留試験
R05	アボカド	アディオオン乳剤	作物残留試験（補完）

愛媛県農薬適正使用推進協議会設置要領

(設置)

第1条 農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と産地としての信頼性を確保するため、愛媛県農薬適正使用推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 農薬適正使用の徹底に関すること。
- (2) 残留農薬検査の実施に関すること。
- (3) 無登録農薬の情報に関すること。
- (4) 無人航空機による空中散布等の適正な実施に関すること。
- (5) その他、農薬の適正使用推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 推進協議会に会長を置くものとし、会長は農林水産部農業振興局長をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 推進協議会は会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- | | | |
|-----|-------------|---------------|
| 附 則 | この要領は、平成14年 | 9月10日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成15年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成15年 | 5月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成16年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成16年 | 5月13日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成17年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成18年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成19年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成20年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成21年 | 1月13日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成22年 | 12月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成24年 | 5月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成26年 | 8月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成27年 | 5月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成28年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成30年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成31年 | 4月 1日から施行する。 |

附 則 この要領は、令和7年 4月 1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

所 属 ・ 職 名	備 考
愛媛県農林水産部農業振興局長	会 長
愛媛県農業協同組合中央会総合企画部長	農業団体
全国農業協同組合連合会愛媛県本部生産資材部長	農業団体 無人航空機関係者
株式会社池田喜伴商店代表取締役	農薬卸業者
株式会社金井商会代表取締役社長 (瀬戸内スカイテック株式会社代表取締役)	農薬卸業者 無人航空機関係者
村上産業株式会社代表取締役社長	農薬卸業者
大信産業株式会社今治営業所長	農薬卸業者 無人航空機関係者
一般社団法人鬼北町農業公社事務局長	無人航空機関係者
上浮穴水稻防除協議会会長	無人航空機関係者
愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長	
愛媛県病虫害防除所長	
愛媛県農林水産研究所果樹研究センター長	

愛媛県農薬管理指導士認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農薬取締法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する農薬販売者及びその販売員並びに農薬使用者（以下「農薬取扱者」という。）に対して、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、当該試験に合格した者を愛媛県農薬管理指導士（以下「農薬管理指導士」という。）として認定することにより、農薬取扱者の資質の向上を図り、もって農薬による危被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的とする。

(認定委員会の設置)

第2条 知事は、県の職員で構成する愛媛県農薬管理指導士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2 前項の認定委員会は、愛媛県農薬管理指導士認定試験（以下「認定試験」という。）の成績判定及び農薬管理指導士の認定取り消しの審査を行い、その結果を知事に答申する。

(研修の受講)

第3条 知事は、農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱者に対して、愛媛県農薬管理指導士認定研修（以下「認定研修」という。）を実施するものとする。

(認定研修の受講資格及び申請)

第4条 認定研修の受講資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 満20才以上の者であつて、農薬の販売業務又は使用業務に2年以上従事している者
 - (2) 毒物及び劇物取締法第8条第1項の規定による毒物劇物取扱責任者の資格を有している者
 - (3) 勤務する事務所（自営の者にあつては、その主たる事務所）の所在地が愛媛県内にある者
- 2 研修を受講しようとする者は、愛媛県農薬管理指導士認定研修受講申請書（様式第1号）に実務経験年数証明書（様式第2号）及び前項第2号の資格を証明するものの写しを添えて知事に提出しなければならない。

(認定試験)

第5条 知事は、第3条の認定研修を受講した者に対し、農薬の取り扱いに必要な知識を有しているかどうかを判定するため、認定研修終了後、認定試験を実施する。

(認定)

第6条 知事は、認定委員会の試験成績の判定に基づき合格者を決定し、これを農薬管理指導士として認定する。

2 知事は、前項の規定により農薬管理指導士として認定をした者に対して認定証（様式第3号）を交付する。

3 前項の認定証交付に係る標準処理期間は90日とする。

4 農薬管理指導士としての認定の有効期間は、3年間とする。

(農薬管理指導士の任務)

第7条 農薬管理指導士は、次の各号に掲げる事項について、農薬購入者及び農薬使用者を指導するとともに、自ら実施するものとする。

- (1) 農薬の特性を踏まえた適正な使用に関すること。
- (2) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害の未然防止及び環境の保全に関すること。
- (3) 法第26条の規定に基づき指定された農薬の適正使用の指導に関すること。
- (4) 法第25条規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣が定めた農薬を使用する者が遵守すべき基準に基づく農薬の適正使用に関すること。
- (5) 毒物及び劇物取締法第2条により毒物又は劇物の指定を受けた農薬の適正な取り扱い及び使用に関すること。
- (6) 農薬の適正な保管管理に関すること。
- (7) 農薬のラベルに表示されている事項に基づく病虫害、雑草の適正防除に関すること。
- (8) その他農薬の適正使用に関すること。

(指定)

第8条 知事は、法第27条の規定に基づき、農薬管理指導士を農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員及び植物防疫法第33条第1項に規定する病虫害防除員に準ずるものとして指定する。

(認定の更新)

第9条 認定期間が満了する又は満了後1年以内の農薬管理指導士が認定の更新を受けようとする場合は、愛媛県農薬管理指導士認定更新申請書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請者に対し、愛媛県農薬管理指導士更新研修を実施し、これを受講した者について認定を更新し、認定証を再交付する。

ただし、満了後1年以内の農薬管理指導士が更新研修を受講した場合は、有効期間2年の認定証を再交付する。

3 前項の認定証再交付に係る標準処理期間は90日とする。

(認定の取り消し)

第10条 知事は、農薬管理指導士として認定した者が、農薬管理指導士としてふさわしくない行為又は虚偽の申請があったと認められるときは、認定委員会の意見を聴いて、その認定を取り消すことができる。

(認定証の再交付及び返還)

第11条 農薬管理指導士は、認定証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、愛媛県農薬管理指導士認定証再交付申請書(様式第5号)により認定証の再交付を知事に申請することができる。

2 前項の認定証再交付に係る標準処理期間は5日とする。

3 農薬管理指導士は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、知事に認定証を返還しなければならない。

(1) 第4条第1項第2号又は第3号の受講資格がなくなったとき。

(2) 前条の規定により認定の取り消しを受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

(様式省略)

グローバルGAPの概要

1 グローバルGAPとは

農産物生産において、食品安全、環境保全、労働安全の観点から適切な管理が行われているのかを世界共通の基準でチェックしようとするもの。元々はEUでの商業取引の際の規格として2000年代に導入され、大手小売業者をメンバーとするドイツの非営利団体フードプラス（FoodPLUS）が運営。国際的な農産物の取引において、最も信用度の高いGAPとされている。

国内の審査機関

- ① テュフズードジャパン株式会社（東京都）
- ② SGS ジャパン株式会社（神奈川県）
- ③ インターテック・サーティフィケーション株式会社（東京都）
- ④ 一般財団法人日本品質保証機構（JQA）（東京都）
- ⑤ コントロールユニオンジャパン（東京都）
- ⑥ 日本オーガニック＆ナチュラルフーズ協会（JONA）（東京都）

2 グローバルGAP認証取得状況

全国約750件、本県では10件（令和6年度末）。

※ 世界では約193千件が取得済み（GLOBALG.A.P.協議会調べ）。

3 認証審査に当たっての審査項目

- ① 食品安全：異物混入・細菌汚染・残留農薬の防止等
- ② 環境保全：灌漑水の安全確保・資材、空容器の適正処分・IPMの推進等
- ③ 労働安全：危険作業の把握・機械設備の点検整備、農薬の適切な取扱等
- ④ 人権保護：雇用契約の適正化・技能実習生等の受入環境整備等
- ⑤ 農場経営管理：責任者の配置・農場ルールやクレーム対応手順の策定等

以上に関する200～220項目のチェックリストのクリアのため、認証取得の準備には最短で3～6か月必要とされる。

※ 基準書のバージョンが更新（v6.0）され、移行中。

例 水質や衛生管理のチェック項目

- ① 生産物を洗浄する水は飲用に適しているか。
- ② 管轄当局によって洗浄に適した水質であるとされているか。
- ③ 収穫及び収穫後の過程において「衛生手順書」等があり、収穫物への汚染を防ぐための方法が示されているか。
- ④ 作業者向けの衛生手順が実践されているか。

※ グローバルGAPでは、食品安全の観点から水質や衛生管理の実践を強調。

4 認証取得の必要経費

- ① 初年度：約150万円（約7haの野菜対象の経費。コンサル経費90万円を含む）
- ② 2年目以降：約50万円（審査費用と審査員の旅費）（毎年更新）

5 認証取得のメリット

- ① 新たな販路の開拓など、ビジネスチャンスの拡大
- ② 従来の取引先からの取扱い優先順位のアップ
- ③ 社会的評価の向上
- ④ 危機管理など、リスク管理への複眼的視点の習得
- ⑤ 人材教育の効率化、農業経営力・責任意識の醸成

※ 海外への農産物の輸出促進、国内での販路開拓において、強力なアピールツールとなる。

令和7年度国際水準GAP普及推進交付金事業の概要

令和7年度持続的生産強化対策事業(のうちGAP拡大推進加速化事業)における、本交付金事業の内容は、「GAP指導活動の推進」及び「人材育成のための農業教育機関における認証取得等支援」、「農業者団体のGAP認証取得支援」、「都道府県での国際水準GAPの普及体制構築支援」である(負担率:定額)。

本県で実施する事業の内容は以下の通り。

(1) 国際水準GAPに係るGAP指導活動の推進

GAP指導員(*)等による指導活動を推進し、農業者による国際水準GAPの実施の定着を図る。

- ・国際水準GAPに係る指導活動

県GAP認証の国際水準GAPへのステップアップに向けた指導、グローバルGAP認証の新規取得及び更新に係る指導等を実施する。

- ・国際水準GAPガイドライン研修の受講

令和4年3月に施行された国際水準GAPガイドラインを受けて、内容の習熟・補完を目的に開催される標記研修に、各局・支局の普及指導員等を派遣する。

*GAP指導員とは

国際水準GAPの指導に必要な研修を受講し、3件以上の指導経験を有する者。
国際水準GAPガイドライン研修も必要な研修に該当。

(2) 人材育成のための農業教育機関における認証取得等支援

次世代の農林水産業を担う人材の育成のため、農業教育機関が新規にGAP認証を取得又は既存のGAP認証を維持・更新するに当たって必要となる認証審査の受審の取組に要する費用(審査費用、審査員旅費)等を支援する。

本県ではグローバルGAP認証を取得している6校(農業大学校、丹原高校、伊予農業高校、川之石高校、南宇和高校、西条農業高校)の認証更新を支援する。

○県GAP認証の申請と処理の流れ

申請書+必要書類提出

- ・生産計画書、栽培責任者別生産・出荷計画書、圃場位置図、土壌分析結果、生産工程管理基準（チェックシート）、宣誓書

※認証審査会の30日前までに
地方局農業振興課へ提出

※必要に応じて以下の書類を求めることができるものとする。

- ①各作業工程の（生物的・化学的・物理的）リスク評価表
- ②危険な作業、場所についての一覧表
- ③救急事態対応用の連絡網

・該当（取組）番号

米：①食-8、②労-1、③労-2、野菜・果樹：①食-17、②労-1、③労-2

茶：①食-11、②労-1、③労-2

農産園芸課・農産物
安全係・GAP担当
普及指導員が確認

現地確認（聞取・現地・文書）
確認責任者・栽培責任者等の同席
是正（改善）は原則、審査会までに求める

認証審査会（2月・6月・10月）の開催

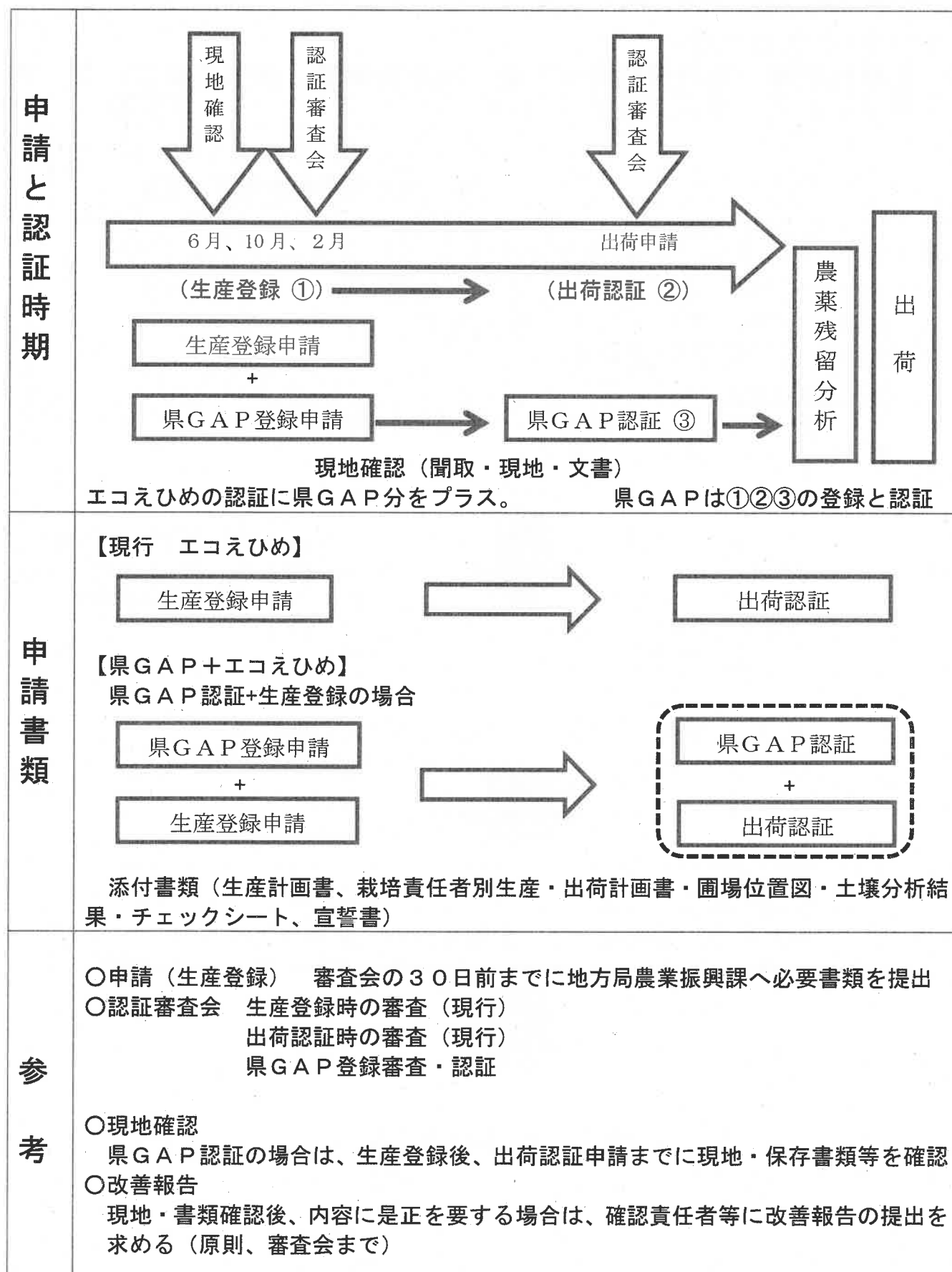
参集範囲：農産園芸課、全農えひめ、農林水産研究所

県GAP認証

審査会の認証後速やかに通知

※要綱第16条3項：確認責任者は、県GAP認証農産物に係る事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任において対処しなければならない。

○県GAP認証の取得まで



各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1714 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

ついては、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛てに通知したところであり、貴管下の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携が図られるよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病虫害・雑草管理（以下「病虫害防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病虫害防除等が、別紙の1を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病虫害防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

- (1) 植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の1に掲げる事項を業務内容として規定する。
- (2) 入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。
- (3) 地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病虫害防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあつては教育担当部局、街路樹にあつては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。
なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、

使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管するこ

と。

- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。

県有施設における農薬適正使用ガイドライン

1 趣 旨

農薬は適正に使用されない場合、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

このため、病虫害等防除については、農薬のみに頼るのではなく、適切な防除技術を組み合わせて、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるように実施することが求められるなど、県民の安全・安心への関心が高まっている。

そこで、県有施設における病虫害等の防除に当たっては、農薬取締法の遵守や農薬の適正使用を徹底し、施設利用者や周辺住民等に健康被害が生じないよう配慮する取り組みを、県が率先して推進することを目的として、このガイドラインを定めるものである。

なお、このガイドラインは、災害時等において緊急的に農薬を使用しなければならない場合は適用しない。

2 対 象

対象施設等：県が所有又は管理する建物、土地及び樹木等の植物。

対象農薬：農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた薬剤。

〔 農作物（樹木及び農林産物を含む）を害する病虫害及び雑草等の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、忌避剤等の薬剤及び植物成長調整剤。 〕

3 農薬の適正使用に係る配慮事項

（１）病虫害等の発生予防

日頃から病虫害等の発生を予防するため、公園や街路樹等では、通風や日当たりをよくするよう枝葉のせん定、病虫害等の越冬場所や伝染源となる落ち葉や枯葉の処理などに努める。

（２）病虫害等の早期発見

日常的な観測によって、日頃から樹木等をよく観察し、病虫害等の発生の早期発見とその状況把握に努める。

（３）防除の考え方

防除を実施するに当たっては、害虫の捕殺、防虫網の利用、被害を受けた部分のせん定及び抜き取り等による雑草の除去などの耕種的防除を優先的に行う。

なお、病虫害の発生や被害の有無を考慮しない定期的な農薬散布は行わないようにする。

(4) 農薬の適正使用

ア 農薬は、農薬取締法に基づいて登録された農薬を、そのラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。

また、除草剤は、非農耕地であっても登録農薬を使用するよう努める。

なお、農薬は原則として混合して使用しない。複数の病害虫が発生して混合せざるを得ない場合であっても、これまでに知見のない農薬の組合せによる混合は行わない。特に有機リン系農薬同士の混合は絶対に行わない。

イ やむを得ず農薬を使用する場合は、必要最小限の量及び区域とするとともに、定められた使用方法の中で、まず、誘殺、塗布、樹幹注入等の散布以外の方法を優先して行う。

ウ 農薬を散布する場合は、粒剤等の飛散の少ない形状の農薬を使用したり、農薬の飛散を抑制するノズルを使用するなどし、近隣への影響が少ない無風又は風が弱い日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して、農薬の飛散防止に最大限配慮する。

エ 農薬を散布する場合は、事前に周辺住民等に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類、作業方法等について十分な周知に努める。

特に、近隣に学校、通学路等がある場合は、学校や子供の保護者等への周知を行うとともに、散布は通学時間を避け、必要に応じて子供が近づかないような措置を講ずるなど最大限配慮する。

また、公園等での散布についても、立て看板等により散布区域内に人が立ち入らないよう最大限配慮する。

なお、散布以外の方法により農薬を使用する場合も、必要に応じ周知に努める。

オ 農薬を使用した場合は、使用した年月日、場所、対象植物、農薬の種類又は名称、使用量、希釈倍率について記録し、5年間保存する。

なお、病害虫防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管する。

(5) 業者委託

農薬による病害虫等防除を業者に委託する場合は、農薬適正使用の観点から、県が主催する農薬適正使用講習会を受講している者又は愛媛県農薬管理指導士、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等のいずれかの資格を有する者を防除責任者に置く業者の中からの選定に努めることとし、このガイドラインの規定について、必要な事項を仕様書に記載するとともに、受託業者と十分に打合せを行う。

4 周知・啓発

県有施設における農薬の適正使用を図るため、県は施設の管理者、病害虫等防除の責任者、農薬使用者等を対象に、研修会等を実施し、このガイドラインの周知徹底を図る。

また、県内市町等へのこのガイドラインの普及・啓発に努める。

附 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

愛媛県無人航空機利用技術指導要領

第1 趣旨

この要領は、無人航空機による空中散布等の適正な実施のため、「農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について」(令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知)により、国が定めた「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(以下「無人ヘリガイドライン」という。)及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(以下「無人マルチローターガイドライン」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第2 空中散布等の実施計画

- (1) 無人ヘリガイドライン第 2 の 1 の (3) の県への報告は、別記様式 1 により地方局農業振興課(県外業者については、農産園芸課)に報告するものとする。
- (2) 無人マルチローターにより空中散布を行う実施者は、農薬の適正使用の推進を図るため、(1)に準じて報告するものとする。
- (3) 地方局農業振興課は、実施計画を農産園芸課に報告するとともに、実施地区に係る市町へ情報提供を行い、関係団体等と連携の上、適正な防除が実施されるよう、実施主体を指導するものとする。

第3 空中散布等の実績報告

- (1) 無人ヘリガイドライン第 2 の 4 の (1) の県への報告は、別記様式 1 により地方局農業振興課(県外業者については、農産園芸課)に報告するものとする。
- (2) 無人マルチローターにより空中散布を行う実施者は、農薬の適正使用の推進を図るため、(1)に準じて報告するものとする。
- (3) 地方局農業振興課は、報告された実績を農産園芸課に報告するとともに、関係市町へ情報提供するものとする。

第4 事故発生時の対応

- (1) 無人ヘリガイドライン及び無人マルチローターガイドラインの第 3 の 2 の県への報告は、地方局農業振興課とする。
- (2) (1)により報告を受けた地方局農業振興課は、記載に不備がないことを確認し、農産園芸課へ報告する。
- (3) (2)により報告を受けた農産園芸課は、中国四国農政局消費・安全部安全管理課へ報告する。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本実施要領は平成21年4月1日以降に実施する空中散布等に適用する。

本実施要領は平成27年6月22日から施行する。

本実施要領は平成28年2月5日から施行する。

本実施要領は平成28年5月20日から施行する。

本実施要領は平成30年7月30日から施行する。

本実施要領は令和元年 8 月 20 日から施行する。

本実施要領は令和3年4月1日から施行する。

年度空中散布計画(実績)書

事業実施主体名:

(代表者名):

住所:

電話番号:

実施主体名	操縦者名		機体確認の 番号	該当 市町名	実施 (予定) 月日	対象 作業名	作物名	実施 面積	散布 資材名	10a 当たり 使用量 又は希釈 倍数	備考
	防除 委託者名	防除 実施者名	氏 名	技能認証の 番号							
計											

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。ただし、無人マルチローターによる防除については不要。
- (2) 機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。ただし、無人マルチローターによる防除については不要。
- (3) 無人マルチローターによる防除の場合は、備考欄に無人マルチローターと記載すること。
- (4) 当該年度において、初めて計画書を提出する場合は、別記様式 2「無人航空機の設置状況」を添付すること。

(別記様式 2)

無人航空機の設置状況

機 種	台数
	機
	機
	機
	機
	機
	機
	機
	機
	機
合 計	機

※防除に使用する機体を記入すること。

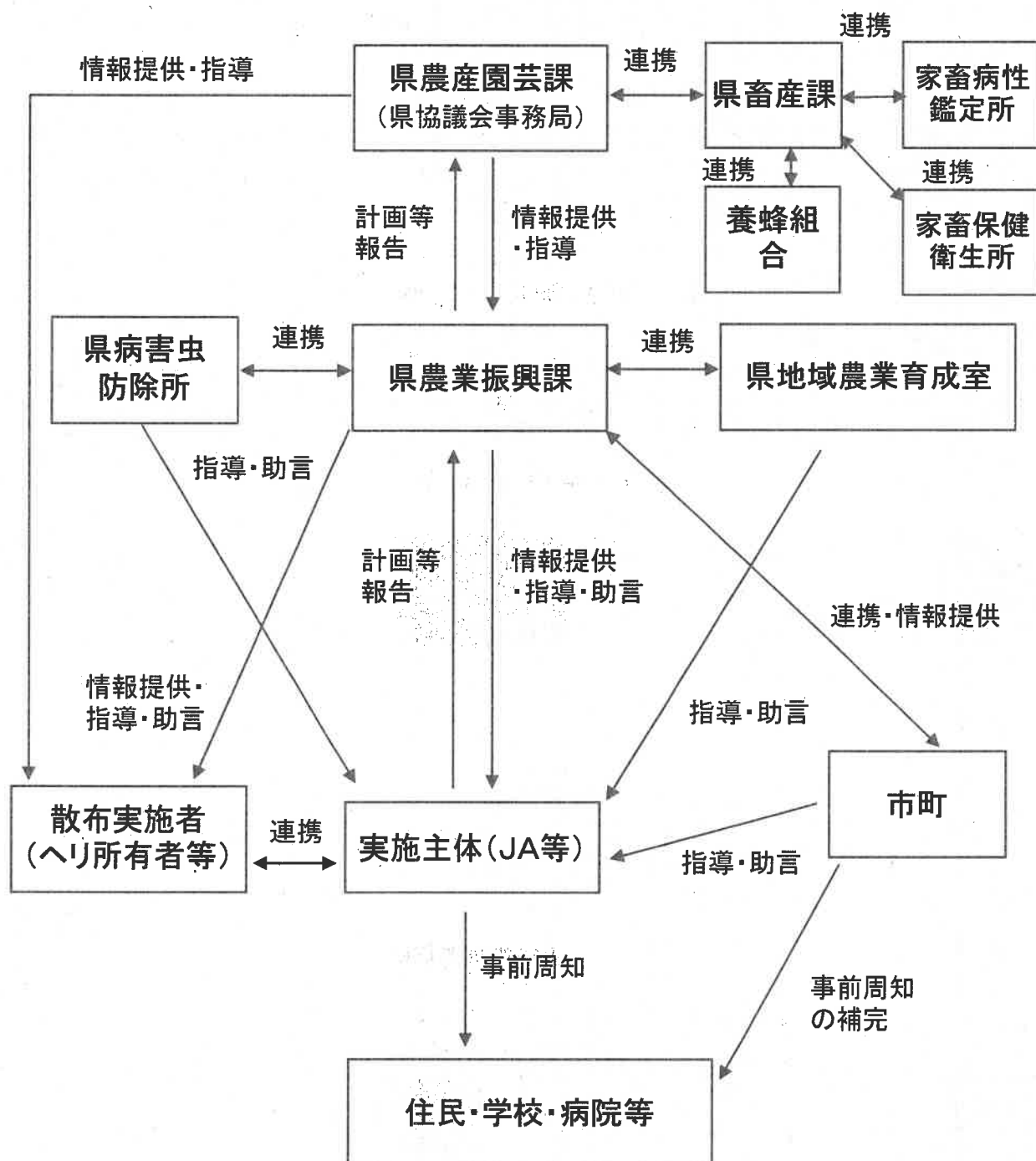
(参考：県内における無人航空機防除実績の推移 ※農産園芸課調べ)

年度	延べ防除面積 (ha)											
	水稻		麦		大豆		果樹		野菜		樹木 その他	
	ヘリ	マルチ ローター	ヘリ	マルチ ローター	ヘリ	マルチ ローター	ヘリ	マルチ ローター	ヘリ	マルチ ローター	ヘリ	マルチ ローター
H26	4703.9		575.1		207.8						5486.8	0
H27	4643.7		907.6		181.8						5733.1	0
H28	4018.2		1450.7		320.0						5788.9	0
H29	4381.2	23.3	595.0		230.9						5207.1	23.3
H30	4585.0	125.0	735.7	18.7	262.1		7.4	2.7			5590.2	146.4
R元	4677.8	238.7	536.5	40.0	241.9	0.3		8.7			5456.2	294.8
R2	4615.4	740.4	517.4	72.8	253.2			16.2			5386.0	839.5
R3	4282.2	1058.3	509.8	127.8	261.3	19.4		25.1	5.4		5053.3	1252.9
R4	4037.5	1236.8	559.2	185.4	226.4	19.0		20.1	5.8	15.0	4838.1	1483.3
R5	3415.3	1078.3	564.1	213.5	164.7	54.1		31.5	9.8	15.0	4159.2	1396.2

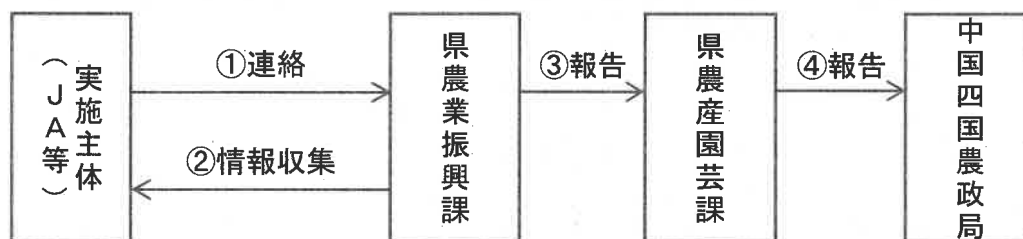
延べ防除面積：水稻は飼料用稲を含む、小数点以下は四捨五入

※R6実績は集計中

無人航空機指導体制図



【事故発生時における情報報告の流れ】



報告の範囲: 農業事故、その他報告が必要と考えられる事故

令和7年度愛媛県食品衛生監視指導計画の概要

食品衛生法第24条の規定に基づき、令和7年度愛媛県食品衛生監視指導計画を策定します。



- 計画の対象区域 : 愛媛県内(保健所設置市である松山市を除く。)
- 実施期間 : 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年間
- 実施機関 : 業務衛生課、県6保健所、食肉衛生検査センター、衛生環境研究所
- 基本的な方向 : 食品による危害の発生を防止するため、「監視指導の実施に関する基本方針」に基づき食品関連事業者への監視指導、消費者等との情報及び意見の交換等の推進に取り組みます。

監視指導の実施に関する基本方針

- ①食品等の流通実態、食中毒等の危害発生状況等を踏まえ、愛媛県の実情に即応した監視指導を実施します。
- ②消費者、食品関連事業者及び行政の役割分担を前提とし、情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)を推進します。
- ③生産から販売に至る食品供給行程(フードチェーン)の各段階に応じて効果的な監視指導を実施します。
- ④生産段階における食品安全規制を実施する農林水産部局と連携して監視指導を実施します。
- ⑤第76回全国植樹祭えひめ2026に向けた食品衛生対策の強化を図ります。

①愛媛県の実情に即応した監視指導

■業種別監視指導回数の設定

- ・食中毒の発生頻度、製造・販売される食品の流通状況を考慮した業種別監視回数(重要度の高い業種の順にA～Eに分類)による効果的な監視指導の実施

表1

■重点的に監視指導を実施する事項

食中毒予防対策

- ・ウイルス性食中毒、細菌性食中毒、自然毒食中毒、寄生虫性食中毒の防止のための啓発、監視指導の実施
- ・食中毒注意報の発令による注意喚起

食品表示対策

- ・食品表示制度の周知、相談対応及び指導
- ・アレルギー、期限等の適正表示を目的とした監視指導

食肉(と畜場)・食鳥肉(食鳥処理場)等の衛生対策

- ・微生物汚染検査等に基づく衛生管理等の適正性確認、指導

野生獣肉の衛生対策

- ・処理施設への監視指導、技術的助言

輸入及び輸出食品の衛生対策

- ・県内流通食品に対する残留農薬、添加物等検査の実施
- ・事業者が行う自主検査の受託
- ・衛生証明書の円滑な発行と監視指導の実施

HACCPに沿った衛生管理

- ・事業規模等に応じたHACCPに沿った衛生管理の指導助言の実施

県内産農畜水産食品の衛生対策

- ・一次産品及びその加工品の製造販売施設に対する監視指導

食品製造施設等に係る衛生対策

- ・保存された記録等に基づく監視指導

食品衛生管理者設置施設に係る衛生対策

- ・食品製造時の食品衛生管理者業務状況の確認

いわゆる「健康食品」の衛生対策

- ・食品製造の実態把握及び健康被害情報の取得時の対応指導

危害情報の申出、苦情等に基づく監視

- ・「食の安全・安心総合相談窓口」に寄せられる県民からの申出等に対する迅速な対応

■食品等の収去検査

- ・大規模食中毒の防止、不良食品の流通防止を目的とした県内製造・販売食品等の検査の実施

表2

■一斉取締りの実施

- ・夏期及び年末一斉取締り、集団食中毒防止月間(9月)、ふぐ中毒防止期間(12～1月)等による効果的な監視の実施

②消費者、食品関連事業者及び行政の役割とリスクコミュニケーション

■情報発信・意見交換

- ・本計画及びその実施状況の公表
- ・えひめ食の安全・安心情報ホームページ、メールマガジン「えひめ食の安全安心メール」による情報提供
- ・緊急食品情報提供システム、食の安全緊急サポートシステムによる情報提供
- ・「食の安全・安心県民講座」等における食の安全・安心に関する県の取組状況等の情報提供及び参加者との意見交換の実施
- ・事業者による食品の自主回収情報等の公表
- ・食の安全・安心総合相談窓口での相談対応
- ・放射能汚染に関する相談対応

③食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導

■関係部局との連携

- ・生産から流通・消費に至る総合的な食の安全・安心施策を推進することを目的として設置した「えひめ食の安全・安心推進本部」における関係部局との連携強化
- ・「愛媛県食品表示監視協議会」における各構成機関との情報共有と連携した対応

④生産段階の食品安全規制と連携した監視指導

■農林水産部局との連携

- ・家畜や家さんの病歴や動物用医薬品の投与歴等の情報共有による食肉・食鳥肉の安全確保
- ・漁港や魚介類競り売り施設の衛生管理状況について、連携した監視を実施
- ・残留農薬や動物用医薬品等の基準違反状況の情報提供

⑤第76回全国植樹祭えひめ2026に向けた取組

■食品衛生対策の強化

- ・衛生講習会の実施、施設設備の衛生状態の確認、従事者の健康管理状況の確認等

その他

■食品衛生に係る人材育成

- ・知識及び技術向上のための研修の実施

表1 業種別監視指導回数

ランク	監視指導回数	対象業種(施設)	施設数・監視目標数
Aランク	2回/年 (最大)	・食中毒等の食品による事故の発生頻度が高く、事故が発生した場合に、大規模な食中毒につながるおそれがある大量調理施設に該当する業種(施設) 飲食店営業・集団給食施設(大量調理施設に限る。) ・食品衛生管理者の設置等による衛生管理を必要とする業種(施設)であって、食中毒等の食品による事故が発生した場合に、広域的な違反・不良食品の流通等につながるおそれがある食品等を製造・加工している業種(施設)又は違反事例が多い業種(施設) 食品製造業(乳処理業、乳製品製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品)等) ・HACCPに基づく衛生管理施設 ・過去3年間に於いて食中毒の発生又は法律違反などの行政処分を受けた施設	施設数:464 施設 監視目標:737 回
Bランク	1回/年 (最大)	・食中毒等の食品による事故の発生頻度は高いが、大量調理施設に該当しない業種(施設) 飲食店営業(仕出し・弁当屋の大量調理施設に該当しないもの) ・食品衛生管理者の設置等による衛生管理を必要としないが、食品による事故が発生した場合に、広域的な違反・不良食品の流通等につながるおそれがある食品等を製造・加工している業種(施設)又は違反事例の発生頻度が中程度である業種(施設) 食品製造業(そうざい製造業、食肉処理業、豆腐製造業等)	施設数:1,863 施設 監視目標:1,721 回
Cランク	1回/2年 (最大)	・食中毒等の食品による事故の発生頻度が中程度であって、大量調理施設に該当しない業種(施設)(集団給食施設(大量調理施設を除く。)) ・食中毒等の食品による事故が発生した場合に、広域的な違反・不良食品の流通等につながるおそれがある食品等を製造・加工しているが、違反事例の発生頻度が低い業種(施設) 食品製造業(菓子製造業、漬物製造業等)、魚介類競り売り営業	施設数:2,117 施設 監視目標:1,076 回
Dランク	1回/3年	・食中毒等の食品による事故及び違反事例の発生頻度が低い業種(施設)であって、製造又は調理する食品の流通範囲が限定される等、危害度の低い業種(施設) 飲食店営業(一般飲食店・旅館・事業場の大量調理施設に該当しないもの・自動車) 食肉・魚介類販売業(簡易販売を除く。)、氷雪製造業、酒類製造業	施設数:5,496 施設 監視目標:1,862 回
Eランク	概ね 1回/5年	・食中毒等の食品による事故及び違反事例の発生頻度が低い業種(施設)であって、製造又は調理する食品の品目が少ない等、さらに危害度の低い業種(施設) 飲食店営業(その他・簡易)、菓子製造業(今川焼等簡易な製造・加工に限る。) アイスクリーム類製造業(ソフトクリームの製造に限る。)、喫茶店営業 調理機能を有する自動販売機による営業、食品の小分け業 ・その他営業届出施設	施設数:8,941 施設 監視目標:1,699 回
【合計】 施設数:18,881 施設 監視目標:7,095 回			

* 大量調理施設:同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設

表2 食品の収去検査実施計画

検査の分類	主な検査項目	検査対象食品
食品添加物等検査	保存料、着色料、甘味料、漂白剤他	各種食品
細菌検査	規格基準、愛媛県食品衛生指導指針	各種食品
残留農薬検査	約180種類の農薬	野菜(輸入、県内産)他
腸管出血性大腸菌検査	腸管出血性大腸菌	各種食品
遺伝子組換え食品検査	遺伝子組換え大豆	原料大豆
アレルギーを含む食品検査	乳	菓子・パン類
生食用かき検査	規格基準	生食用かき
有機スズ化合物検査	有機スズ化合物	養殖魚、天然魚
抗生物質、抗菌性物質	抗生物質、抗菌性物質	養殖魚、食肉
防カビ剤検査	OPP、アゾキシストロビン、TBZ、イマザリル	輸入かんきつ類
容器包装、おもちゃ	規格基準	容器包装、おもちゃ
年間検査件数		899 検体

事業者の皆さまへ

令和3年6月1日から

食品等の自主回収を行った場合の届出が義務化されます！

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、**食品等の自主回収（リコール）を行った場合、管轄の自治体へ届出することが義務化されます。**

- 届出義務化の時期 **令和3年6月1日から**
- 届出方法 原則オンライン上のシステムを使用（詳細は裏面）
- 届出情報の取り扱い 国のシステムで一元的に管理され、公表されます。

報告対象

● 食品衛生法違反または違反のおそれ

(1) 食品衛生法に違反する食品等

腸管出血性大腸菌により汚染された生食用食品、アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品等。

(2) 食品衛生法違反のおそれがある食品等

違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として営業者が違反食品等と同時に回収する食品等をいうこと。

● 食品表示法違反

アレルギーや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り。

自主回収を行った食品等を自治体でクラス分類して報告

	食品衛生法	食品表示法
CLASS I	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合 (腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜など)	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの
CLASS II	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合 (一般細菌数などの成分規格不適合の食品など)	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであって CLASS I に分類されないもの
CLASS III	喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合 (添加物の使用基準違反など)	

届出から公表までの基本的な流れ



● 食品等の自主回収をしたらすべて必ず届出が必要ですか？

届出が義務づけられる自主回収は以下の場合[※]です。

- ・ 大腸菌による汚染や硬質異物の混入等（食品衛生法違反または違反のおそれ）
- ・ アレルギーや消費期限等の安全性に係る表示の欠落や誤り（食品表示法違反）

※ 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令等で定めるときを除きます。
法律上の問題のない単なる商品の入れ間違いなどの情報は、行政が事故情報として把握・公表する理由に乏しく、むしろ健康被害に結び付く情報を埋没させる懸念があることから届出の対象としていません。



食品衛生申請等システムの利用方法

Step 0

食品衛生申請等システムへアクセス

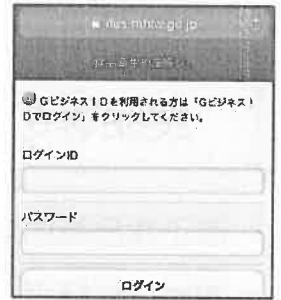
【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。



iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

Step 1

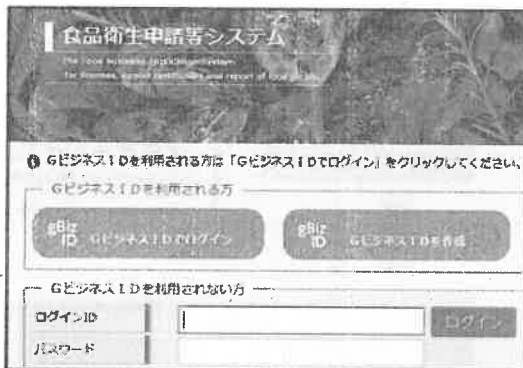
食品等事業者情報登録（初回のみ）

G BizIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。

① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス



② G BizIDの作成またはアカウント作成を選択



③ 必要情報を入力し、登録

担当者基本情報	
氏名 (法人の場合は法人名)	
姓	名
姓フリガナ	
郵便番号	
都道府県	
市区町村	
町域	
番地	
電話番号	
電子メールアドレス	
製造所又は加工所情報	
法人番号	
氏名 (法人の場合は法人名)	
姓	名
姓フリガナ	
郵便番号	
都道府県	
市区町村	
町域	
番地	
電話番号	
電子メールアドレス	

■ 担当者基本情報
氏名、住所、連絡先等
■ 食品等事業者基本情報
会社名、住所、連絡先等

Step 2

届出の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス



② 申請したい項目（リコール情報の届出）を選択

食品リコール
リコール情報の届出
リコール情報の検索

③ 製造所や商品情報を入力

製造所又は加工所情報	
法人番号	
氏名 (法人の場合は法人名)	
姓	名
姓フリガナ	
郵便番号	
都道府県	
市区町村	
町域	
番地	
電話番号	
電子メールアドレス	
製造所又は加工所情報	
法人番号	
氏名 (法人の場合は法人名)	
姓	名
姓フリガナ	
郵便番号	
都道府県	
市区町村	
町域	
番地	
電話番号	
電子メールアドレス	

④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html



5 食品衛生法（抜粋）

（農薬の残留基準の設定）

（食品又は添加物の基準、規格の設定等）

第13条 内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

② 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

③ 農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第2項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第1項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

（検査・試験用の収去法）

（報告徴収、臨検検査、収去）

第28条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

② 前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

（食品衛生監視員）

第30条 第28条第1項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

② 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。

⑤ 前各項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

〔食品等の回収の届出〕

第 58 条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき（次条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 第 6 条、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 20 条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
- 二 第 9 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

（廃棄命令等）

第 59 条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条若しくは第 18 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に違反した場合又は第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

（営業許可の取消し、営業の禁止又は停止）

第 60 条 都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 8 条第 1 項、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 25 条第 1 項、第 26 条第 4 項、第 48 条第 1 項、第 50 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 52 条第 2 項若しくは第 53 号第 1 項の規定に違反した場合、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合、第 55 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するに至った場合又は同条第 3 項の規定による条件に違反した場合においては、同条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

- ② 厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具又は容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。）が第 6 条、第 8 条第 1 項、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 26 条第 4 項、第 50 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 52 条第 2 項若しくは第 53 条第 1 項の規定に違反した場合又は第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

（罰則）

第 82 条 第 13 条第 2 項（第 68 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 3 項、第 16 条（第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）、第 19 条第 2 項（第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 20 条（第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 55 条第 1 項（第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- ② 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

(参考)

①平成 17 年厚生労働省告示第 497 号

食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により「人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量」は 0.01ppm とすること。

②平成 17 年厚生労働省告示第 498 号

食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）」

1 亜鉛 2 アザジラクチン 3 アスコルビン酸 4 アスタキサンチン 5 アスパラギン 6 アナカルド酸
7 アブシシン酸 8 β -アポ-8'-カロチン酸エチルエステル 9 アラニン 10 アリシン 11 アルギニン
12 安息香酸 13 アンモニウム 14 硫黄 15 イタコン酸 16 イノシトール 17 塩素 18 オレイン酸 19
カブリン酸グリセリル 20 カリウム 21 カルシウム 22 カルシフェロール及び 25-ヒドロキシコレカルシ
フェロール 23 L-カルニチン 24 β -カロテン 25 クエン酸 26 グリシン 27 グリセリンクエン酸脂肪
酸エステル 28 グリセリン酢酸脂肪酸エステル 29 グルタミン 30 クロレラ抽出物 31 くん液蒸留酢酸
32 ケイ素 33 ケイソウ土 34 コバラミン 35 コリン 36 酸化亜鉛 37 シイタケ菌糸体抽出物 38 次硝
酸ビスマス 39 重曹 40 酒石酸 41 シンナムアルデヒド 42 セリン 43 セレン 44 ソルビン酸 45 タ
ウリン 46 チアミン 47 チロシン 48 鉄 49 銅 50 トウガラシ色素 51 トコフェロール 52 ナイアシ
ン 53 ニームオイル 54 乳酸 55 尿素 56 発芽スイートルービン抽出たんばく質
57 パラフィン 58 バリウム 59 バリン 60 パントテン酸 61 ビオチン 62 ヒスチジン 63 ヒドロキシ
プロピル化リン酸架橋デンプン 64 ヒドロキシプロピルデンプン 65 ピリドキシン 66 ビール酵母抽出グ
ルカン 67 プロピレングリコール 68 ポリグリセリン脂肪酸エステル 69 マグネシウム 70 マシン油
71 マリーゴールド色素 72 ミネラルオイル 73 メチオニン 74 メナジオン 75 葉酸 76 ヨウ素 77 リ
ボフラビン 78 レシチン 79 レチノール 80 ロイシン 81 ワックス

③食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)第 1 食品の部 A 食品の成分規格 (抜粋)

食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質

1 2, 4, 5-T 2 イブロンダゾール 3 オラキンドックス 4 カプタホール 5 カルバドックス 6 クマ
ホス 7 クロラムフェニコール 8 クロルスロン 9 クロルプロマジン 10 ゲンチアナバイオレット
11 ジエチルスチルベストロール 12 ジメトリダゾール 13 ダミノジッド 14 ニタルソン 15 ニトロフラ
ゾン 16 ニトロフランチン 17 ニフルスチレン酸ナトリウム 18 フラゾリドン 19 フラルタドン
20 プロファム 21 マラカイトグリーン 22 メトロニダゾール 23 ロキササルゾン 24 ロニダゾール

(参考) 令和7年度愛媛県食品衛生監視指導計画 抜粋

第4 監視指導の実施内容等に関する事項「5 食品等の収去検査等に関する事項」

(2) 食品等の収去検査の方向性

県民の食生活の安全を確保し、健康の保護を図るため、科学的知見に基づいた食品衛生行政の推進が必要であることから、食品衛生検査施設を設置して検査を実施する。

このため、食品衛生検査施設である保健所（西条及び宇和島保健所）と衛生環境研究所において、県内で製造又は販売される食品等について食品衛生法等に基づく検査を実施し、大規模食中毒の未然防止、不良食品の流通防止を図り、食品の安全性を確保する。また、残留農薬等の迅速かつ効率的な一斉分析法等の検査体制の確保を図る。

試験法については、妥当性評価を実施する。

(3) 重点的に収去する食品等及び検査項目

① 県内産農畜水産食品

動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内部寄生虫駆除剤等）及び残留農薬の検査について、使用実態調査の結果等を参考に検査項目を決定するなど効果的に実施する。

令和6年度愛媛県農薬取扱者及び販売者に対する監視状況について

R7.5.28

薬務衛生課麻薬毒劇物係

1 講習会・集団指導等開催状況

開催年月日	開催場所	対 象	参集人員	内 容
R6.7.9	コスモスホール三 間	農薬取扱者等	79 人	農薬適正使用講習会 ・毒物及び劇物取締法に基づく 適正管理・営業者の責務等につ いて ・毒物及び劇物による事故・健 康被害の防止について
R6.7.17	西条市中央公民館	農薬取扱者等	80 人	農薬適正使用講習会

2 監視指導等の実施状況

(1) 販売者立入検査結果

- ・立入検査施行施設数 (55 施設)
- ・違反発見施設数 (2 施設)
- ・違反発見項目数 (1 項目) : 譲渡譲受文書の保存期間 (2 年間) の不備

取扱責任者の勤務状況	適	55	貯蔵・陳列場所の表示	適	55
	不適	0		不適	0
容器・被包の表示	適	55	陳列場所の鍵棚	適	55
	不適	0		不適	0
貯蔵場所の鍵棚	適	55	普通物との混置	適	55
	不適	0		不適	0
飲食物容器の使用	適	55	譲渡譲受手続	適	55
	不適	0		不適	0
譲渡譲受文書の保存	適	53	届出	適	55
	不適	2		不適	0

(2) 農家等における農薬の保管管理等の指導状況 なし

3 散布作業従事者の健康管理指導状況

なし

4 「住宅地等における農薬使用について」相談事例と対応

なし

5 医療機関等との連携

なし (緊急時の連絡体制は整備済 (四国中央))

6 その他

農業振興課と連携し、毒劇物販売店舗への立入検査の実施 (今治)
保健所でのポスター掲示 (6月1日～8月31日) (四国中央、今治)

6. 毒物劇物の譲渡手続に関すること

問6－1 毒物劇物営業者ではない法人が毒物又は劇物を購入するときには、譲受書に押印が必要ですが、担当者の押印でよいのでしょうか？

（答）

毒物劇物営業者ではない法人又は個人が毒物又は劇物を購入するときの譲受書への押印としては、以下のような例があります。

（法人の場合）

- ・ 法人代表印（丸印）
- ・ 当該事業所の譲受書専用印（丸印）
- ・ 社印（角印） ＋ 担当者の押印
- ・ 担当者の押印 ＋ 法人とその担当者の関係性が分かる書面（社員証等）の確認＋所属、役職等を併記
- ・ 担当者の押印 ＋ 当該事業所での受け渡し

（個人の場合）

- ・ 当該個人の押印 ＋ 書面（身分証等）の確認

譲受書の押印について、詳しくは営業所等が所在する都道府県等自治体までお尋ねください。